

令和4年名古屋市監査報告書

(第1号)

名古屋市監査委員

目 次

区役所（千種区、東区、北区、西区、中村 区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川 区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及 び天白区）・スポーツ市民局	1
名古屋テレビ塔株式会社・ 観光文化交流局	11
公益財団法人名古屋 フィルハーモニー交響楽団・ 観光文化交流局	18
公益財団法人名古屋市文化振興事業団・ 観光文化交流局	27
交通局営業本部自動車部稲西営業所	36

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

区役所の事務について、第1表の課室を対象として実施した。なお、保健福祉センターについては、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、民生子ども課、福祉課及び保険年金課以外の各課室は、対象から除外した。また、千種区については、令和2年度の監査の結果を踏まえ、引き続き監査の対象とし、このうち、生活保護に係る遺留金品の管理などに不適切な事例が見受けられた民生子ども課及び予算の執行に関する事務を分掌する企画経理室を対象として実施した。

さらに、監査の実施過程で、昭和区総務課において、身元明確なるも引取者のない遺体に関する事務について、葬儀執行が遅れている事例が見受けられたことから、昭和区以外の区役所の状況についても、早急に確認する必要があると判断し、当初の監査対象以外の区総務課を、当該事務手続を定めるスポーツ市民局とともに、第2表のとおり監査の対象に追加した。

第1表

区分	監査実施課室名	実査日
千種区	企画経理室、民生子ども課	令和3年8月26日
昭和区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和3年10月8日
瑞穂区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和3年8月23日
港区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、南陽支所区民生活課、南陽支所区民福祉課	令和3年10月5日、 10月7日

第 2表

区分	監査実施課室名
千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、熱田区、中川区、南区、守山区、緑区、名東区、天白区	総務課
スポーツ市民局	区政課

(注) 身元明確なるも引取者のない遺体の葬儀執行に関する事務に限る。

第 3 監査の着眼点

- 1 現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか
- 2 予算及び契約の執行管理が適切に行われているか
- 3 内部統制が十分に機能しているか

第 4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 7月 9日から令和 4年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、第 1表の区役所対象課室で処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から実査日までに執行された現金及び金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

また、各区総務課で処理している身元明確なるも引取者のない遺体の葬儀執行に関する事務について、質問及び書類等突合により監査を実施した。

第 5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に勧告（注）又は指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な

措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(注) 市民からの信頼を失墜させるおそれがあるため、特に措置を講ずる必要がある事項として、地方自治法第 199条第11項に基づき勧告するもの

1 勧告及び指摘

身元明確なるも引取者のない遺体の葬儀執行について（行政運営事務）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）によると、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）が発生したときは、死亡地の市町村長が埋葬又は火葬を行うこととされている。

区総務課では、引取者のない遺体が発生したときは、スポーツ市民局が定める「身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、遺体を保管料のかからない葬儀業者に連絡し保管を依頼すること、遺体の引取者が直ちに判明しない場合には相続人の調査を行うこととされている。また、相続人調査により、相続人が判明した場合には、連絡を取り可能な限り遺体の引取りを依頼するが、全ての相続人が引取りを拒否する場合や相続人が存在しない場合は、区総務課が葬儀業者に依頼し葬儀を執行することとされている。

引取者のない遺体に係る葬儀執行の状況を確認したところ、昭和区総務課では令和 3年10月 8日の実査日時点において、東区総務課、北区総務課、熱田区総務課、中川区総務課及び緑区総務課では令和 3年12月15日の調査日時点において、以下のような事例が見受けられ、長期間にわたって遺体が葬儀業者に保管されていた。

ア 相続人調査や相続人への連絡の結果、区総務課で葬儀を執行することとなったが、それ以降の葬儀に向けた事務処理が適切に行われず、長期間にわたって葬儀が執行されていないものがあった。

（東区総務課、北区総務課、昭和区総務課、中川区総務課、緑区総務課）

事例	対象区	通報時期（注 1）	確定時期（注 2）
1	東区	令和 2年 4月	令和 3年 3月
2	東区	令和 2年11月	令和 3年 3月
3	北区	令和 2年 2月	令和 2年10月
4	昭和区	平成30年 5月	平成30年 8月
5	昭和区	平成30年 7月	平成30年12月
6	昭和区	令和 2年 2月	令和 2年 8月
7	昭和区	令和 2年 7月	令和 2年 8月
8	昭和区	令和 3年 3月	令和 3年 3月
9	中川区	令和 2年 6月	令和 2年 9月
10	中川区	令和 2年 8月	令和 2年 9月
11	中川区	令和 2年11月	令和 3年 1月
12	緑区	令和 2年 8月	令和 3年 1月
13	緑区	令和 3年 2月	令和 3年 3月

（注 1） 警察署、病院、施設等から区役所に、引取者のない遺体が発生したことを伝える連絡があった時期

（注 2） 全ての相続人が遺体の引取りを拒否、又は、相続人調査により相続人が存在しないことが判明したことにより、区総務課で葬儀を執行することが確定した時期

イ 相続人調査や相続人への連絡を開始していたものの、調査や連絡を継続せず、長期間にわたって葬儀を執行する者が決まっていなかったものがあった。

（昭和区総務課、熱田区総務課）

事例	対象区	通報時期	最後の調査・連絡時期（注 3）
1	昭和区	令和 2年 6月	令和 2年 6月
2	昭和区	令和 3年 1月	令和 3年 1月
3	熱田区	令和 2年 2月	令和 2年 3月
4	熱田区	令和 2年 5月	令和 2年10月
5	熱田区	令和 3年 1月	令和 3年 3月

（注 3） 相続人調査を行った最後の時期、又は、相続人に対して、電話や文書等により遺体の引取り依頼等の連絡をした最後の時期

ウ 相続人調査が開始されておらず、長期間にわたって葬儀を執行する者が決まっていないものがあった。(昭和区総務課)

事例	対象区	通報時期
1	昭和区	令和 3年 6月

(1) 勧告

東区、北区、昭和区、熱田区、中川区及び緑区において、長期間にわたって葬儀執行がなされず、葬儀業者に遺体が保管されていた今回の事例は、故人に対する礼意を著しく欠き、市民からの信頼を失墜させる極めて不適切なものと いわざるを得ず、特に措置を講ずる必要がある事項として、地方自治法第 199 条第11項に基づき以下のとおり勧告する。

今回の事例の発生原因は、相続人調査や遺体引取りの連絡調整など明確な処理期限を定めることが難しいこと、保管料のかからない葬儀業者に保管期限の取決めをせずに遺体の保管を依頼することで迅速な事務執行に対する意識が希薄になっていたこと、また各区総務課が新型コロナウイルス感染症対応に忙殺されていたことなどであり、その結果、当該事務処理が後回しになっていたと 考えられる。

各区において、当該事務の執行管理が担当者任せとなっていて、組織的に事務の進捗状況を管理する仕組みや意識が欠如していたことも発生の一因となったと考えられる。

東区、北区、昭和区、熱田区、中川区及び緑区においては、未執行の葬儀や相続人への連絡等の手続を早急に進められたい。また、事務処理の遅延及び放置というリスクが顕在化していることから、この事務プロセスについて組織的に管理できる内部統制の仕組みを構築することで、今回のような事例が今後発生することのないよう取り組まれたい。

(東区、北区、昭和区、熱田区、中川区、緑区)

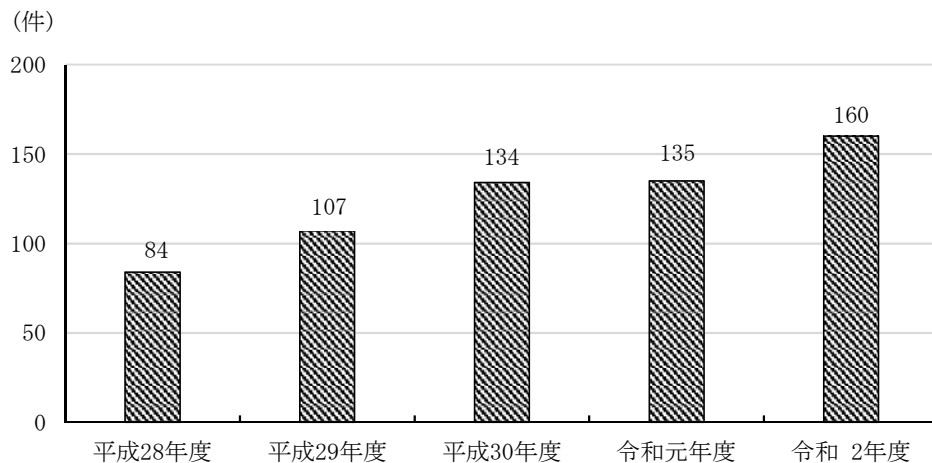
(2) 指摘

当該事務手続を定めるスポーツ市民局においては、早急に全区の実態を把握するとともに、研修の実施など区への支援を図られたい。さらに、各区で実施する引取者のない遺体の葬儀執行件数は、直近 5年間で倍増するなど増加傾向

にあり（図参照）、区における事務負担の軽減も十分考慮の上、区が遅滞なく円滑に事務処理を行えるよう、手引きの見直しなど事務プロセスの再検討を行われたい。

（スポーツ市民局区政課）

図 16区で実施した引取者のない遺体の葬儀執行件数の推移



2 指摘

(1) 領収書の管理について（収入事務）

名古屋市会計規則等によると、現金出納員は、年度終了時点で使用途中となった領収書冊（1冊に100組の領収書が綴られたもの）の残分については、翌年度以降は使用せず、領収書に斜線を引くか廃棄の旨を表示することとされている。

領収書の管理状況を調査したところ、令和2年度終了時点で使用途中となった領収書冊の未使用領収書について、廃棄の旨等が表示されておらず、令和3年度に使用する領収書冊と同じ場所で保管されていたため、令和3年7月に現金を領収した際に誤って使用されていた。

名古屋市会計規則等に基づき、領収書の管理を適正に行われたい。

（瑞穂区総務課）

(2) つり銭が不足した場合の両替事務について（収入事務）

区市民課及び支所区民生活課における住民票交付手数料等の現金収納に関する事務については、スポーツ市民局が市民課現金収納事務取扱準則（以下「収

納事務取扱準則」という。)を定めており、この収納事務取扱準則に基づき、各区市民課及び支所区民生活課においては、事務取扱要領を定めている。

収納事務取扱準則によると、現金収納に関する事務について、つり銭が不足したため両替を行う場合は、レジスターから現金を持ち出す際及び両替後の現金を戻す際に、両替を行う職員及びその他の職員の複数で確認し、つり銭両替金額確認表に両替日時や担当者名、金額などを記入することとされている。

つり銭の両替事務を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 昭和区市民課が定めた事務取扱要領には、両替を行う際に、つり銭両替金額確認表に記入するとの定めがされていたが、平成19年 3月施行当初から、つり銭両替金額確認表が作成されていなかった。(昭和区市民課)

イ つり銭両替金額確認表に記入はされていたものの、南陽支所区民生活課が定めた事務取扱要領には、複数人での確認やつり銭両替金額確認表への記入の定めがされておらず、実際に、レジスターから現金を持ち出す際又は両替後の現金を戻す際において、複数人で確認がされていない事例が散見された。(南陽支所区民生活課)

収納事務取扱準則及び事務取扱要領に基づき、つり銭の両替事務を適正に行われたい。また、南陽支所区民生活課においては、適正な内容となるよう事務取扱要領を改正されたい。

(3) 前渡金出納簿への登載及び前渡金の精算について（支出事務）

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合のうえ前渡金出納簿に登載し、現在金との符合を確認することとされており、その登載については財務会計総合システム(以下「システム」という。)に入力する方法により行うこととされている。

また、前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書を作成し、事業主管課の長に提出することとされている。

前渡金出納簿への登載及び前渡金の精算の状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 前渡金出納簿への登載について、日々行わず、後日まとめて行っていたものがあつた。(瑞穂区民生子ども課、港区地域力推進室)

イ 郵便局からの請求が一括で届く後納郵便料金等の支払いについて、請求金額を高齢者福祉・介護保険・障害者福祉の3つの業務に分けて、それぞれ前渡金出納簿への登載及び前渡金の精算を行っているが、障害者福祉の業務のみ、令和3年4月以降前渡金出納簿への登載及び前渡金の精算の処理が行われていなかった。(港区福祉課)

名古屋市会計規則に基づき、前渡金出納簿への登載及び前渡金の精算を適正に行われたい。

(4) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされており、物品出納員は、物品管理者からの通知を基に、現物を関係書類と照合し、確認のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

また、その登載はシステムに入力する方法により行うこととされているが、金券類等の払出しの都度システムに入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができ、その場合、1日ごとに払出数を取りまとめ、システムに入力することとされている。

金券類等の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 現金書留用封筒56枚が金券類等出納簿に登載されていなかった。

(瑞穂区民生子ども課)

イ 住居のない者等の移送用に使用する地下鉄乗車券の出納にあたって、補助簿を用いて管理していたが、システムに入力する担当（民生子ども係）と現物及び補助簿を保管している担当（保護係）が分かれていることが一因となって、金券類等出納簿への登載が、令和3年6月7日を最後に行われていなかった。(港区民生子ども課)

名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。なお、港区民生子ども課においては、課内の連携を図られたい。

(5) 身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留金の管理について（行政運営事務）

墓地埋葬法によると、引取者のない遺体が発生したときは、死亡地の市町村長が埋葬又は火葬を行うこととされ、引取者のない遺体に係る遺留金品については市町村が保管することとされている。

区総務課では、引取者のない遺体が発生したときに、遺留金の保管を行う場合には、手引きに基づき、歳入歳出外現金として受け入れることとされている。

引取者のない遺体に係る事務処理の状況を確認したところ、令和 2年度から令和 3年度に発生した引取者のない遺体の遺留金について、歳入歳出外現金として受け入れることなく、一定期間、現金で保管されていたものが散見され、この中には、最長で 4か月以上現金で保管されていたものもあった。

手引きに基づき、遺留金を歳入歳出外現金として受け入れ、適正に管理されたい。
(瑞穂区総務課)

(6) 生活保護に係る遺留金品の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法（昭和25年法律第 144号）に定める遺留金品を保管することとなったときは、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、当該遺留金品の種類や数量などを遺留金品整理簿に登載し、その後の処理経過を記入することとされ、当該整理簿は、生活保護受給者ごとに作成することとされている。

遺留金品の管理状況を調査したところ、遺留金品整理簿について、遺留金品の保管を行うこととなった際に作成せず、一連の処理が完結した後に作成していた。

生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、遺留金品の管理を厳正に行われたい。
(瑞穂区民生子ども課)

(7) 生活保護受給者等に係る預り金の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、社会福祉事務所長（区長）が必要と認めた場合、生活保護費の返還に充てるものとして、納入通知書の交付手続が完了するまでの間、生活保護受給者から一時的に現金を預かる場合がある。

この預り金の取扱いについては、各区で定める生活保護費等預り金管理規程によると、3日以内に事務手続を完了する見込みがある場合を除き、統括管理者（民生子ども課長又は区民福祉課長）名義の預金口座に一旦預け入れ、原則、保管してから概ね1週間以内に事務手続を完了することとされている。

この預り金の管理状況を調査したところ、令和3年8月23日の実査日時点において、生活保護受給者から令和3年4月及び6月にそれぞれ一時的に預かった預かり金87,843円及び325,313円について、統括管理者名義の預金口座に預け入れていたものの、特段の理由がないにもかかわらず、本市への返還手続がされていなかった。

生活保護費等預り金管理規程に基づき、預り金の管理を厳正に行われたい。

（瑞穂区民生子ども課）

(8) 重度障害者福祉タクシー利用券等の管理について（行政運営事務）

区福祉課及び支所区民福祉課では、重度障害者に対して、交付申請に基づき、重度障害者福祉タクシー利用券又は重度身体障害者リフト付タクシー利用券（以下「タクシー利用券」という。）を交付している。

タクシー利用券を交付する場合には、名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱（以下「タクシー利用券要綱」という。）に基づき、タクシー利用券の受入れ及び払出し状況を重度障害者福祉タクシー利用券受払簿（以下「タクシー利用券受払簿」という。）に記録することとされている。

タクシー利用券の管理状況を調査したところ、令和3年4月以降、タクシー利用券受払簿の記載内容と現物の照合確認が行われておらず、タクシー利用券受払簿と現物の現在高との間に差異が生じているものがあつた。

タクシー利用券要綱に基づき、タクシー利用券の管理を適正に行われたい。

（瑞穂区福祉課、港区福祉課）

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋テレビ塔株式会社

（事務所所在地：中区錦三丁目 6番15号先）

観光文化交流局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 保有資産は適切に管理され有効に活用されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 8月 5日から令和 4年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 2年度（令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日）に執行された名古屋テレビ塔株式会社（以下「テレビ塔株式会社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、テレビ塔株式会社に対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、テレビ塔株式会社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体であるテレビ塔株式会社は、放送・通信用基礎鉄塔（以下「テレビ塔」という。）に観光施設を設け、テレビ塔の管理及び観光事業等を行うことを目的として、昭和28年 7月に設立された。

テレビ塔株式会社の資本金は 8,000万円であり、そのうち本市の出資額は

2,000万円である。

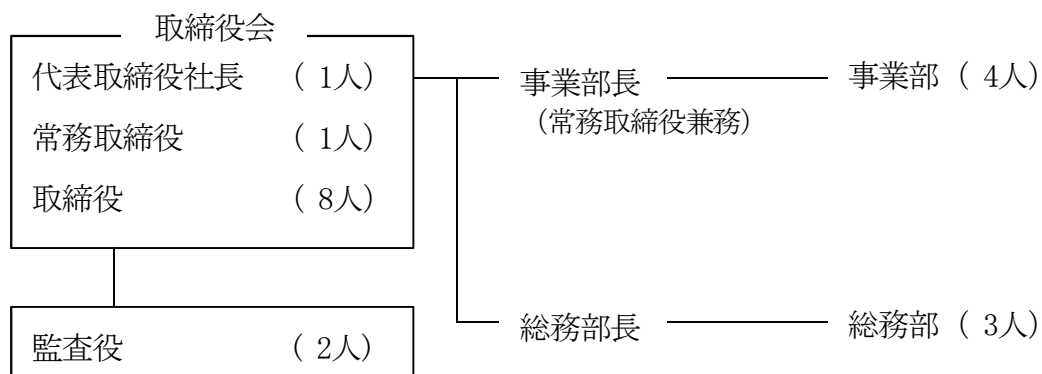
主な事業内容は、①テレビ塔及び付属設備の賃貸管理事業、②電波塔施設及び観光施設の利用運営事業などである。

これらの事業を運営するため、取締役会、監査役が置かれており、職員数は8人（常務取締役が兼務する事業部長を除く。嘱託員1人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

（注）文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和3年3月31日現在）



1 事業状況

(1) 観光施設の利用運営

観光施設として、展望台（スカイデッキ、スカイバルコニー）等を設けて観光客の利用に供している。テレビ塔への入場実績は、第1表のとおりである。

第1表 テレビ塔への入場者数の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	人	人	人	人	人
有料入場	188,489	184,933	184,599	—	74,745
無料入場	111,464	116,035	81,605	—	130,721
合計	299,953	300,968	266,204	—	205,466

（注）全体改修工事のため平成31年1月7日から令和2年9月17日まで全館休業

(2) テレビ塔及び付属設備の賃貸管理

建物の一部をホテル及び飲食店等の事業者へ賃貸し、その管理を行っている。

2 決算状況

令和元年度及び令和 2年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 2表及び第 3表のとおりである。

第 2表 比較損益計算書

令和元年度 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日

令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日

科 目			令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度対比
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部		千円	千円	千円	%
		売上高	163,844	—	163,844	皆増
		入場料収入	54,907	—	54,907	皆増
		賃貸料収入	93,006	—	93,006	皆増
		広告料収入	15,930	—	15,930	皆増
		販売費及び一般管理費	258,921	102,098	156,822	253.6
		人件費	78,755	48,590	30,165	162.1
		物件費	38,969	8,047	30,921	484.2
		経費	48,063	37,549	10,513	128.0
		減価償却費	93,132	7,910	85,222	1,177.4
	営業利益	△95,076	△102,098	7,021	93.1	
	営業 外 損 益 の 部	営業外収益	8,140	6,936	1,204	117.4
		受取利息・配当金	259	259	0	100.0
		保証金償却収入	—	5,795	△5,795	皆減
		雑収入	7,880	880	6,999	894.7
		営業外費用	29,324	18,388	10,935	159.5
		支払利息	26,735	14,450	12,284	185.0
		支払手数料	1,984	3,938	△1,953	50.4
		雑損失	604	—	604	皆増
	経常利益		△116,260	△113,550	△2,709	102.4
特別損益 の部	特別利益	—	—	—	—	
	特別損失	181,352	—	181,352	皆増	
	固定資産除却損	181,352	—	181,352	皆増	
税引前当期純利益		△297,612	△113,550	△184,062	262.1	
法人税、住民税及び事業税		283	296	△13	95.5	
当期純利益		△297,895	△113,847	△184,048	261.7	

第 3表 比較貸借対照表

令和元年度 令和 2年 3月31日現在
令和 2年度 令和 3年 3月31日現在

資 産 の 部				
科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	452,608	362,917	89,691	124.7
現金	3,535	751	2,784	470.7
預金	220,761	350,017	△129,256	63.1
売掛金	723	—	723	皆増
未収入金	5,687	5,396	291	105.4
貯蔵品	312	—	312	皆増
前払費用	1,753	954	799	183.7
未収還付法人税等	52	52	0	100.1
立替金	117	213	△95	55.0
未収消費税等	219,664	5,531	214,132	3,970.9
固定資産	2,542,082	1,732,345	809,737	146.7
(有形固定資産)	2,499,745	1,719,892	779,853	145.3
建物	1,603,140	—	1,603,140	皆増
建物附属設備	803,238	41,646	761,591	1,928.7
構築物	30,948	3,595	27,352	860.8
機械及び装置	2,370	2,758	△387	85.9
器具及び備品	56,636	4,072	52,563	1,390.6
建設仮勘定	3,410	1,667,819	△1,664,408	0.2
(無形固定資産)	1,416	595	821	238.0
商標権	1,416	595	821	238.0
(投資その他の資産)	40,920	11,857	29,062	345.1
投資有価証券	10,000	10,000	—	100
出資金	40	40	—	100
差入保証金	—	1,200	△1,200	皆減
長期前払費用	30,880	617	30,262	5,001.3
資産合計	2,994,690	2,095,262	899,428	142.9

負 債 の 部				
科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	307,076	192,695	114,380	159.4
一年以内返済長期借入金	136,492	13,992	122,500	975.5
一年以内償還社債	8,000	8,000	—	100
未払金	139,391	10,791	128,599	1,291.7
未払費用	10,217	6,090	4,126	167.7
未払法人税等	283	296	△13	95.5
前受金	12,062	—	12,062	皆増
預り金	630	151,695	△151,064	0.4
その他の流動負債	—	1,829	△1,829	皆減
固定負債	2,667,128	1,584,184	1,082,943	168.4
社債	—	8,000	△8,000	皆減
長期借入金	2,440,562	1,471,054	969,508	165.9
長期未払金	12,300	12,300	—	100
預り保証金	195,522	53,142	142,380	367.9
退職給付引当金	18,744	17,602	1,141	106.5
前受補助金	—	22,085	△22,085	皆減
負債合計	2,974,204	1,776,880	1,197,324	167.4
純 資 産 の 部				
株主資本	20,485	318,381	△297,895	6.4
資本金	80,000	80,000	—	100
(資本剰余金)	223,800	223,800	—	100
資本準備金	161,900	161,900	—	100
その他資本剰余金	61,900	61,900	—	100
(利益剰余金)	△283,314	14,581	△297,895	—
利益準備金	20,000	20,000	—	100
その他利益剰余金	△303,314	△5,418	△297,895	5,597.9
別途積立金	50,500	50,500	—	100
繰越利益剰余金	△353,814	△55,918	△297,895	632.7
純資産合計	20,485	318,381	△297,895	6.4
負債及び純資産合計	2,994,690	2,095,262	899,428	142.9

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 その他

集客力の向上及び栄地区の魅力創出について

テレビ塔株式会社が保有するテレビ塔は、全体改修工事が令和 2年 9月に竣工し、本市のP a r k－P F I事業である久屋大通公園（H i s a y a－o d o r i P a r k）とともにグランドオープンし、集客力の向上が見込まれていたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい集客状況が続いてきたところである。

こうした状況の中、テレビ塔株式会社においては、令和 2年11月よりテレビ塔内に開局した名古屋・栄地区の情報を中心に発信するインターネット放送局「なごチューブ」の運営支援を行うほか、令和 3年 5月より中部電力株式会社に対し、テレビ塔のネーミングライツを付与し、テレビ塔の名称を「中部電力 M I R A I T O W E R」とするとともに、同社と地域共生活動のパートナー関係を結び強固な連携を図るなど、栄地区の新しい魅力創出や情報発信力の強化に取り組んでいるところである。

テレビ塔は名古屋を代表する観光資源の一つであることから、テレビ塔株式会社においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、安定した財政運営のため、テレビ塔の集客力向上に努めるとともに、P a r k－P F I事業者を始め近隣企業との連携を強化し、栄地区の魅力創出に取り組まれない。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団

（事務所所在地：中区金山一丁目 4番10号）

観光文化交流局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 8月 5日から令和 4年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 2年度（令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日）に執行された公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団（以下「名フィル」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名フィルに対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、名フィルに対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体である名フィルは、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り、文化の振興に寄与することを目的として、昭和48年 4月に、その前身である名古屋フィルハーモニー交響楽団（昭和41年 7月結成）を組織変更し、財団法人として設立された。その後、平成24年 3月に公益法人制度に基づ

く公益財団法人に移行し、現在に至っている。

名フィルの基本財産は 1,000万円であり、全額本市の出えんである。

主な事業内容は、①交響管弦楽の演奏事業、②青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業、③音楽芸術普及のための広報事業、④交響楽団の演奏技術の維持・向上を図るために必要な事業などである。

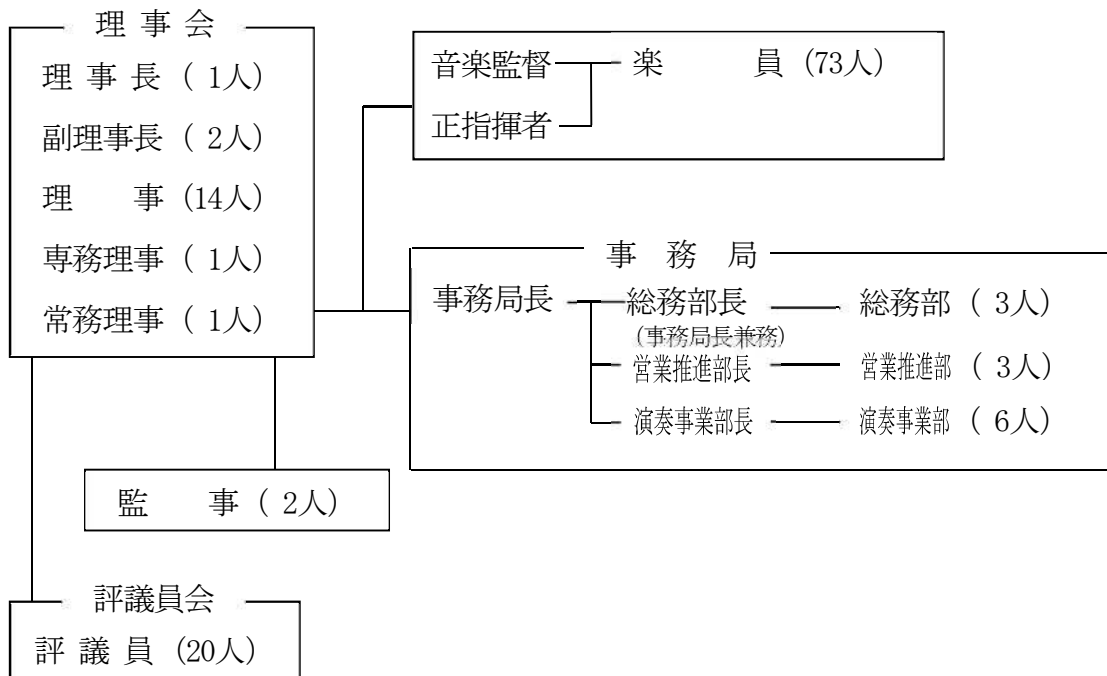
これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局等が置かれており、職員数は88人（嘱託員 9人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和 2年度において、本市は名フィルに対して、音楽芸術事業の推進を図るための事業に対する補助金として 2億 8,219万円を交付している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和 3年 3月31日現在）



1 事業状況

(1) 交響管弦楽の演奏事業

愛知県芸術劇場コンサートホール等を会場に実施する定期演奏会、地方自治体等の依頼により行う巡回演奏会、名フィルが特別の企画で行う特別演奏会及び団体・企業等の依頼を受けて行う依頼演奏会を開催している。

(2) 青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業

未就学児及び小・中学生、高校生を対象とし、市内の学校や各地の市民会館等を会場に実施する移動音楽教室などを開催している。

(3) その他

音楽プラザを利用したサロンコンサート、演奏会の開演前に演奏会場のホワイエにおいて演奏するロビーコンサート、市民が集まる場所でのまちかどコンサート及び企業・団体等からの依頼による依頼室内楽演奏会などを開催している。演奏会等の実施回数の推移は、第 1表のとおりである。

第 1表 演奏会等の実施回数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
	回	回	回
定期演奏会	27	23	19
巡回演奏会	8	11	10
特別演奏会	17	15	11
依頼演奏会	22	22	6
移動音楽教室	31	33	13
小計	105	104	59
サロンコンサート	14	12	0
ロビーコンサート	22	22	0
まちかどコンサート	18	17	2
依頼室内楽演奏会	108	86	62
小計	162	137	64
合計	267	241	123

新型コロナウイルス感染症の影響から令和 2年度は多くの公演が中止となった。

2 決算状況

令和元年度及び令和 2年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 2表及び第 3表のとおりである。

第 2表 比較正味財産増減計算書

令和元年度 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日
令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日

科目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	0	0	0	100.1
②特定資産運用益	386	386	—	100
③受取会費	129,870	141,330	△11,460	91.9
④事業収益	183,312	394,346	△211,033	46.5
⑤受取補助金等	452,942	447,285	5,656	101.3
⑥受取寄付金	48,870	8,782	40,088	556.5
⑦雑収益	163,484	276	163,207	59,025.9
経常収益計	978,866	992,407	△13,541	98.6
(2) 経常費用				
①事業費	844,257	999,481	△155,223	84.5
②管理費	30,202	34,053	△3,850	88.7
経常費用計	874,460	1,033,534	△159,074	84.6
当期経常増減額	104,405	△41,126	145,532	—
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	599	—	599	皆増
経常外収益計	599	—	599	皆増
(2) 経常外費用	0	—	0	皆増
経常外費用計	0	—	0	皆増
当期経常外増減額	599	—	599	皆増
当期一般正味財産増減額	105,005	△41,126	146,132	—
一般正味財産期首残高	310,596	351,722	△41,126	88.3
一般正味財産期末残高	415,602	310,596	105,005	133.8
II 指定正味財産増減の部				
寄付金等	18	5	13	355.9
当期指定正味財産増減額	18	5	13	355.9
指定正味財産期首残高	47,032	47,027	5	100.0
指定正味財産期末残高	47,050	47,032	18	100.0
III 正味財産期末残高	462,652	357,628	105,024	129.4

第 3表 比較貸借対照表

令和元年度 令和 2年 3月31日現在
令和 2年度 令和 3年 3月31日現在

科目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	284,926	121,063	163,863	235.4
未収金	43,646	89,427	△45,781	48.8
前払金	9,140	21,309	△12,169	42.9
貯蔵品	2,921	2,950	△29	99.0
仮払金	—	100	△100	皆減
流動資産合計	340,634	234,851	105,783	145.0
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	10,000	10,000	—	100
基本財産合計	10,000	10,000	—	100
(2) 特定資産				
エール基金資産	37,050	37,032	18	100.0
音の向上基金資産	140,486	145,986	△5,500	96.2
周年事業積立資産	80,000	80,000	—	100
退職給付引当資産	105,222	124,475	△19,252	84.5
特定資産合計	362,760	387,494	△24,734	93.6
(3) その他固定資産				
建物付属設備	0	0	—	100
楽器	8,518	5,254	3,264	162.1
器具備品	695	973	△277	71.5
車両運搬具	0	0	—	100
ソフトウェア	108	913	△805	11.8
リース資産	1,723	2,462	△738	70.0
その他固定資産合計	11,045	9,603	1,442	115.0
固定資産合計	383,806	407,098	△23,292	94.3
資産合計	724,440	641,950	82,490	112.8

科目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
短期借入金	—	—	—	—
未払金	55,832	30,186	25,645	185.0
前受金	58,627	86,930	△28,302	67.4
預り金	3,684	3,736	△52	98.6
賞与引当金	36,697	36,529	167	100.5
流動負債合計	154,841	157,383	△2,542	98.4
2. 固定負債				
退職給付引当金	105,222	124,475	△19,252	84.5
リース債務	1,723	2,462	△738	70.0
固定負債合計	106,946	126,938	△19,991	84.3
負債合計	261,787	284,321	△22,533	92.1
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金等	47,050	47,032	18	100.0
指定正味財産合計	47,050	47,032	18	100.0
(うち基本財産への充当額)	(10,000)	(10,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(37,050)	(37,032)	(18)	(100.0)
2. 一般正味財産	415,602	310,596	105,005	133.8
(うち特定資産への充当額)	(220,486)	(225,986)	(△5,500)	(97.6)
正味財産合計	462,652	357,628	105,024	129.4
負債及び正味財産合計	724,440	641,950	82,490	112.8

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

所管局においては、名フィルに対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 随意契約について（契約事務）

公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団契約規程（以下「契約規程」という。）において、契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとされており、随意契約することのできる場合が定められている。

契約事務について確認したところ、「令和 2年度主催演奏会運営協力業務委託」（単価契約）について随意契約されていたが、当該契約の決裁書には、予定価格及び契約総額の記載がなく、随意契約とする根拠も明確となっていなかった。

また、当該契約は、単価契約であり各演奏会の支払額が少額であることから契約規程に規定される少額の随意契約の認識であったとの説明であったが、見積書に記載される単価及び仕様書の予定数量から算出される契約総額（概算）は、100万円を超えていた。

随意契約については、平成30年 6月19日に公表した名フィルの出資団体監査においても、100万円を超えた額の委託契約について、契約の種類を財産の買い入れと誤り、少額の随意契約で締結していたとして指摘がなされているところである。

名フィルにおいては、契約を締結する際には、予定価格や契約総額を確認したうえで、契約方法の根拠を明確にするとともに、契約規程に基づき、適正に契約事務を行われたい。

2 情報保護規程における自己点検について（その他事務）

公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団情報保護規程（以下「情報保護規程」という。）によれば、組織における情報の保護及び管理の状況を自ら点検し、その結果により必要な改善措置を講じるものとされている。

情報の保護及び管理に係る自己点検について確認したところ、総務部が各職員から個人情報を含む印刷物の管理やパソコンの管理などの項目についてまとめた「情報保護チェック票」（以下「チェック票」という。）を月に 1回収し、回収状況の一覧表により回収管理を実施しているとのことであった。

しかしながら、回収状況の一覧表を確認した結果、チェック票が長期にわたり回収されていない職員が散見され、未回収者について自己点検を実施したか確認することができなかった。

情報保護規程による自己点検については、平成30年 6月19日に結果を公表した名フィルの出資団体監査において、チェック票の回収がされておらず、自己点検の実施状況を把握していないとの指摘がなされているところである。

名フィルにおいては、情報保護規程による自己点検の実施状況を法人として把握できるよう、総務部において各職員からチェック票を回収し、自己点検を実施しているか確認されたい。

第7 その他

魅力向上及び事業収益の向上について

新型コロナウイルス感染症の影響により演奏事業を一部中止するなど、名フィルを取り巻く環境に大きな変化があった。

こうした状況の中、インターネット配信など新たな手法による公演を実施しているところである。

名フィルにおいては、今後も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、安定した財政運営のためにも、事業収益の向上に努めるとともに、時代に即した事業のあり方の検討を進めるなど、さらなる魅力向上に取り組まれたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋市文化振興事業団

（事務所所在地：中区栄三丁目18番 1号）

観光文化交流局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 4 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 8月 5日から令和 4年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 2年度（令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日）に執行された公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下「事業団」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、事業団に対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、事業団に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体である事業団は、名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的として、昭和58年 7月に設立された。

事業団の基本財産は 6,000万円であり、そのうち本市の出えん額は 3,000万円である。

主な事業内容は、①文化施設等を活用して、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供する事業、②表彰等の実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業、③文化芸術に関する情報を収集し、市民に提供する事業などである。

これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 116人（専務理事が兼務する事務局長を除く。嘱託員23人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和 2年度において、本市は事業団に対して、公の施設である名古屋市芸術創造センター始め22施設の指定管理者に指定（教育委員会事務局所管の名古屋市上社レクリエーションルームを含む。）し、指定管理料12億 9,316万円を支出するとともに、名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業に対する補助金として 1億 9,965万円を交付している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 3年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 文化施設等を活用して、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供する事業

文化芸術の振興を図るため、名古屋市から指定管理者として受託している文化施設等を活用して、様々な分野の文化芸術に関する体験事業や鑑賞事業を実施することで、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供している。

なお、名古屋市から指定管理者として受託した文化施設の利用率は、第1表のとおりである。

第1表 文化施設の利用率

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	%	%	%
名古屋市芸術創造センター	98.9	88.8	60.7
名古屋能楽堂	73.4	70.5	31.9
名古屋市文化小劇場（15） （千種・東・北・西・中村・昭和・瑞穂・熱田・中川・港・南・守山・緑・名東・天白）	91.7	83.9	61.7
名古屋市民ギャラリー（2） （栄、矢田）	90.5	83.1	35.9
名古屋市演劇練習館	99.6	98.3	89.5
名古屋市東山荘	69.3	72.1	59.6
名古屋市上社レクリエーションルーム	100.0	100.0	99.0

（注）利用率＝使用日数／使用可能日数。なお、名古屋市芸術創造センター、名古屋能楽堂及び名古屋市文化小劇場は、ホール・舞台のみの使用日数及び使用可能日数にて利用率を計算した。名古屋市民ギャラリーは各展示室、名古屋市演劇練習館、名古屋市東山荘及び名古屋市上社レクリエーションルームは練習室等の施設ごとの使用日数及び使用可能日数を合計し利用率を計算した。

(2) 表彰等の実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業

創作や発表などの創造的な活動を行う環境を整備するため、文化芸術を支える芸術家及び文化芸術団体等を対象として、表彰・コンクールを実施するほか、活動の場の提供及び相談助言を通じて、創造的な文化芸術活動を支援している。

(3) 文化芸術に関する情報を収集し、市民に提供する事業

市内を中心として活動する芸術家及び文化芸術団体等の創造活動の状況の調査及び資料収集を行い、それらの情報を情報誌の発行やホームページの運営等の様々なかたちで広く発信することを通して、文化芸術に関する情報を広く市民に提供している。

2 決算状況

令和元年度及び令和 2年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 2表及び第 3表のとおりである。

第 2表 比較正味財産増減計算書

令和元年度 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日

令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日

科目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	380	391	△11	97. 2
特定資産運用益	4, 340	6, 080	△1, 739	71. 4
受取会費	30	45	△15	66. 7
事業収益	1, 660, 694	1, 935, 895	△275, 201	85. 8
受取補助金等	217, 647	226, 897	△9, 250	95. 9
受取負担金	26, 857	20, 914	5, 943	128. 4
受取寄附金	740	637	102	116. 0
雑収益	10, 880	4, 324	6, 556	251. 6
固定資産受贈益	31	36	△4	86. 7
経常収益計	1, 921, 602	2, 195, 221	△273, 619	87. 5
(2) 経常費用				
事業費	2, 015, 193	2, 105, 893	△90, 699	95. 7
管理費	15, 672	24, 257	△8, 585	64. 6
経常費用計	2, 030, 865	2, 130, 150	△99, 285	95. 3
当期経常増減額	△109, 263	65, 070	△174, 334	—
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
過年度損益修正益	—	940	△940	皆減
経常外収益計	—	940	△940	皆減
(2) 経常外費用				
固定資産減損損失	0	—	0	皆増
過年度損益修正損	140	—	140	皆増
経常外費用計	140	—	140	皆増
当期経常外増減額	△140	940	△1, 080	—
当期一般正味財産増減額	△109, 403	66, 011	△175, 415	—
一般正味財産期首残高	1, 309, 535	1, 243, 524	66, 011	105. 3
一般正味財産期末残高	1, 200, 132	1, 309, 535	△109, 403	91. 6
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	△416	△434	17	96. 0
当期指定正味財産増減額	△416	△434	17	96. 0
指定正味財産期首残高	77, 434	77, 868	△434	99. 4
指定正味財産期末残高	77, 017	77, 434	△416	99. 5
III 正味財産期末残高	1, 277, 149	1, 386, 970	△109, 820	92. 1

第 3表 比較貸借対照表

令和元年度 令和 2年 3月31日現在
令和 2年度 令和 3年 3月31日現在

科目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	786,801	873,904	△87,103	90.0
未収金	24,960	57,773	△32,812	43.2
有価証券	—	—	—	—
前払金	2,379	1,824	555	130.5
仮払金	△153	△486	332	31.5
流動資産合計	813,988	933,015	△119,027	87.2
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	31	31	—	100
投資有価証券	59,968	59,968	—	100
基本財産合計	60,000	60,000	—	100
(2) 特定資産				
退職給付引当預金	61,826	64,222	△2,396	96.3
退職給付引当投資有価証券	199,930	199,930	—	100
芸術創造賞積立基金	4,806	5,278	△471	91.1
芸術創造賞積立預金	1,513	—	1,513	皆増
芸術創造賞什器備品	203	234	△31	86.7
芸術創造賞授与財産有価証券	299,945	300,000	△54	100.0
アクテノン記念 江崎演劇賞積立基金	7,215	7,601	△385	94.9
アクテノン記念 江崎演劇賞有価証券	5,000	5,000	—	100
体験・鑑賞事業等促進財産有価証券	30,000	30,000	—	100
投資有価証券	300,000	300,000	—	100
特定資産合計	910,441	912,267	△1,825	99.8
(3) その他固定資産				
什器備品	7,541	13,913	△6,371	54.2
投資有価証券	100,311	100,311	—	100
リース資産	2,800	3,786	△986	74.0
その他固定資産合計	110,652	118,010	△7,357	93.8
固定資産合計	1,081,094	1,090,277	△9,183	99.2
資産合計	1,895,082	2,023,293	△128,210	93.7

科目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	206,475	201,012	5,463	102.7
未払法人税等	6,377	7,699	△1,322	82.8
未払消費税	5,572	15,423	△9,850	36.1
前受金	40,667	46,562	△5,895	87.3
1年以内返済リース債務	561	3,901	△3,340	14.4
預り金	36,903	40,496	△3,592	91.1
仮受金	25	59	△33	43.2
賞与引当金	57,350	57,015	334	100.6
流動負債合計	353,933	372,170	△18,237	95.1
2 固定負債				
退職給付引当金	261,756	264,152	△2,396	99.1
長期リース債務	2,243	—	2,243	皆増
固定負債合計	263,999	264,152	△152	99.9
負債合計	617,933	636,322	△18,389	97.1
III 正味財産の部				
1 指定正味財産	77,017	77,434	△416	99.5
(うち基本財産への充当額)	(60,000)	(60,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(17,017)	(17,434)	(△416)	(97.6)
2 一般正味財産	1,200,132	1,309,535	△109,403	91.6
(うち特定資産への充当額)	(631,667)	(630,680)	(987)	(100.2)
正味財産合計	1,277,149	1,386,970	△109,820	92.1
負債及び正味財産合計	1,895,082	2,023,293	△128,210	93.7

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 その他

事業活動の充実及び施設利用率の向上について

新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理施設の利用率が低下し、また、文化・芸術に関する事業を一部中止するなど、事業団を取り巻く環境に大きな変化があった。

こうした状況の中、中止したイベントの代替企画としてインターネット配信や、

活動の場が減少した文化芸術関係者・団体を支援するための事業を実施しているところである。

事業団においては、今後も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、安定した財政運営のためにも、施設利用率の向上に努めるとともに、時代に即した事業のあり方の検討を進めるなど、さらなる事業活動の充実に取り組まれない。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

交通局営業本部自動車部稲西営業所

第3 監査の着眼点

- 1 現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか
- 2 内部統制が十分に機能しているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 7月 9日から令和 4年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の交通局営業本部自動車部稲西営業所で処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 3年 7月28日（実査日）までに執行された現金及び金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。